第4回 草津市中心市街地活性化基本計画策定検討会 議事概要

日時: 平成 24 年 12 月 25 日(火) 15 時~17 時

場所:草津市役所8階大会議室

開会

1. 挨拶

橋川市長による開会の挨拶。

2. 出席委員数 23 名出席、欠席3名で会議の成立を確認。

3. 第3回検討会のまとめについて

市事務局より、資料1について確認を行なった。

4. 報告事項(これより以降の議事進行 伊勢村会長)

(1)草津まちづくり株式会社設立にかかる出資者募集について

商工会議所事務局より、資料2に沿って、「これまでの報告」及び「今後の予定」について報告がされた。 まちづくり会社への出資状況については、現在308株1540万円の申込みが完了しており、残り292株の うち190株が申し込み手続き中となっており、残りの株数についての出資を引き続きお願いしたい旨の報 告がされた。

(2)活性化事業の推進体制について

市事務局より、資料3に沿って説明があった。

- (3)プロジェクト会議実施状況について
 - ①中心市街地活性化説明会

市事務局より、資料4に沿って「まちづくり協議会」「商店街」での説明会状況についての報告がされた。

②草津市商店街連盟プロジェクト

会議所事務局より、資料4に沿って、市商連として取り組む活性化事業の報告がされた。

(4)委員と市事務局による質疑応答は以下の通り。

委員 :①平成 25 年3月に設立予定の中心市街地活性化協議会の構成員はどうなるのか。この 検討会の屋上屋を重ねることにならないか。また、全ての事業を中活協議会で検討、承 認するのは量的、時間的に不効率であると思われるので、下部組織に各プロジェクト会議 を設けるなど、活性化事業を迅速かつ効率的に推進するためにもシンプルな構成にする ことが重要だろう。

- ②まちづくり会社が中心市街地活性化協議会の事務局を担うことになるのか。
- ③中心市街地活性化協議会が事業主体となるものもあるようだが、その場合の予算等支援措置はどうなるのか。

事務局 :①中心市街地活性化協議会の構成員は、法律で定められている中活協議会の共同設置 者である商工会議所とまちづくり会社に加え、活性化事業を行う者には参画していただく ことになる。その意味では、当検討会委員の方々にも中活協議会に引き続き加わってい ただく場合もある。

- ②中活協議会の事務局は、共同設置者である会議所あるいはまちづくり会社が担う予定 である。
- ③中活協議会が事業主体となる事業については、市としても支援について協議していく 予定である。中活協議会については、基本計画について平成 25 年 11 月に国の認定 を受けるためにも、まちづくり会社設立後速やかに設立する予定であるが、実際に事業を 推進するのは11月の認定以降となる。それまでに体制をしつかり整えたい。

委員 :会社設立説明会は、大路と草津学区だけ行っているようだが、草津川跡地活用をはじめ、 活性化には全学区が関わることなので、まちづくり会社への出資、理解を得るために、会 社の設立説明会は全学区を対象に実施した方がよいのではないか。

:会社設立説明会の広報は全市を対象に行っている。また、全市民を対象とした取組みとし 事務局 ては、これまでに2回市民フォーラムを開催しており、さらに来年度にもう1回開催を予定し ている。

:まちづくり会社の設立説明会については、全市民を対象として 12 月 20 日に開催したとこ 会長 ろであり、関心を持っていただいている方々が集まられた。今後も周知を図っていきたい。

- (5) 高田アドバイザーからのコメント
- ①第3回検討会から2ヶ月の間に、各取組みを進め、前進しているように感じる。
- ②12 月 20 日のまちづくり会社の設立説明会では、出席者から、まちづくり会社の人材や経営のあり方、 公共と民間の関係、市民とまちづくり会社の関係など、非常に重要な意見が寄せられた。これは、出資 に関心のある方々とまちづくり会社発起人が共に課題を共有する場となった。また、当検討会でもこれ まで、まちづくり会社について意見を多数寄せていただき、いよいよスタートしたように思う。
- ③しかし、設立後すぐにまちづくり会社が事業能力を発揮できるものではない。他都市でも、まちづくり会 社のみで中活協議会の事務局を担っているわけではなく、市や会議所をはじめ、専門家、中活協議会 構成員のサポートを得ながら、共に進めていくことが重要である。しかし数年後には、まちづくり会社が 自立に向かえるようステップアップしていく必要がある。そのためにも、当面は市をはじめ、民間からの 自立のための支援が必要だ。
- ④中活協議会と当検討会の2重構造を危惧する意見が出されたが、中活協議会は当検討会とかなり近 い構成となるだろう。また、当検討会はあくまで基本計画策定に係る協議であり、中活協議会はその計 画に基づき事業を推進あるいは主体となる組織という整理をすると良いだろう。国の平成25年11月認 定をめざすのであれば、当検討会での計画策定に向けた協議はおそらく平成 25 年夏頃で一旦終了 すると思われるので、その後は中活協議会が主体となると考えられる。
- ⑤活性化事業の掘り起こしについては、市商連プロジェクト会議や各商店街での協議により、取組む事 業が明確に打ち出された。今後は、NPO、民間事業者、各種団体など、その他の組織の事業掘り起こ しも必要となる。当検討会委員の方々には、引き続き情報発信していただき、様々な主体の活性化事 業の掘り起こしを担っていただきたい。

5. 検討事項

(1)目標指標と数値目標の設定の考え方(案)について 市事務局より、資料5に沿って説明がされた。

- (2) 高田アドバイザーによる議論のポイントについてのコメント
- ①目標数値の設定が必要かについては、国が目標達成しているかどうかを判断するものを求めていることにある。掲載する活性化事業を実施することにより、現状と比較して毎年数値の推移を報告し、かつ5年後に目標数値を達成しているかどうかで判断する。
- ②目標指標は、都市により違ってくる。人口減少が問題である都市であれば人口増加を目標指標とし、 観光都市であれば観光客数などが挙げられ、何をめざすかにより目標指標を設定することになる。
- ③数値設定については、実施する活性化事業との論理的組み立てが必要となる。例えばアニマート跡地でのテナントミックス事業では、6店舗を想定しており、1店舗あたり100人/日集客できる魅力店舗を導入することで、600人/日増が見込まれる。草津川跡地で10店舗展開するならば、同じような集客力のある店舗を配置することで1000人/日が見込まれる、というように算出していくことになる。
- ④「歩いて楽しい回遊性の高いまち」として、どの程度の人に回遊してもらうかのイメージを持つことである。 法定では5年が活性化の効果を見る一区切りと設定されているが、草津市としてのまちづくりという視点 では、10年、20年と長いスパンでの想定も重要である。
- ⑤目標数値の達成状況については、毎年のフォローアップとともに、5年後に目標達成が求められる。人 通りが減少している他都市の事例では、「現状維持」を数値目標としているところもあり、国はこれを認 めている。何もしなければ衰退傾向にあるものを、活性化事業を行うことにより現状維持を図るものであ る。無理のない、現実的な目標値を設定することだ。
- (3)委員による意見交換は以下の通り。

委員 :本陣には年間2万人、脇本陣には1.5万人が訪れている。しかしこの2箇所だけの回遊で、まわりへの波及効果が現れていない。「歩いて楽しい回遊性の高いまち」との活性化の目標が掲げられているが、そのコアとなる事業やエリアが何かを設定する必要がある。また、「個性的で魅力のある店舗が集積するまち」については、どんな魅力店舗を配置していくのかといった戦略も必要だろう。言葉だけでは具体的な展開が見えてこないし、これまでこのような文言は多数見てきたが、それを実現してこられなかった。もっと分かりやすく、具体的に落とし込むことも必要ではないか。

委員 :数値目標については、分母の設定が重要となる。国の認定のための数値設定という面もあるだろうが、長いスパンでの草津市のまちづくりとしての数値設定も念頭に置くことだ。例えば通行量については、平日の数値となっているが、現実には特に東口エリアでの土日の落ち込みが課題となっている。どの曜日の通行量を増やしたいのかといったまちづくりの戦略に沿った設定が重要となるだろう。

委員 :5年で数値目標を達成できなかった場合はどうなるのか。3つの目標が掲げられているが、1つを達成するだけでも数年はかかるので、これだけの目標を達成できるか不安がある。

アドバイザー:5年後の選択肢は3つある。1つは5年で打ち切るか、2つ目は新たに基本計画を作成し、 国の認定とって再スタートをするか、3つめは1年間の延長をするかである。しかしながら、 5年でほとんど達成できないとすれば、そもそもの計画に無理があるということだろう。活性 化事業と数値目標の整合性ある無理のない設定が必要だ。

また、活性化事業をすべてまちづくり会社に依存することにはならない。まちづくり会社はすべての事業に関わるというよりは、波及効果を生み出すためのきっかけとなる事業を展開していくミッションを持つ。例えばアニマート跡地で6店舗、草津川跡地で 10 店舗、本陣・本町周辺エリアで5~6店舗のテナントミックス事業などを3~4年というスパンで行って

いくことにより、民間の動きを引き出すことだ。

委員:目標数値は国向けよりも、市民には目に見えてわかりやすくする必要があるだろう。国が掲げている活性化事業の5項目のうち、示されている目標は3項目が該当するが、他のまちなか居住と公共交通の2項目についてはどうなるのか。

アドバイザー:すべての項目を数値目標にする必要はないが、掲げられている目標に5項目がからむことだ。例えば「歩いて楽しい回遊性の高いまち」を実現するためには、集客スポットがいくつかあって回遊するもので、ある一地点だけを見て判断するものではない。各事業の検討の際に、常にこれらの目標を念頭に置いて検討することが大切である。

会長 : 今日の議論を踏まえ、次回の検討会にて5年後の数値目標を提案していただくこととする。

- (4)基本計画に計上する事業(案)について 市事務局より、資料6に沿って説明がされた。
- (5)高田アドバイザーによる議論のポイントについてのコメント
- ①各民間事業の詳細については事業主体が検討するものであり、当検討会では全体の構成等大きな枠組みを検討するものである。それに加え、市に期待する事業などは要望を出していくことだ。
- ②活性化事業については、公共事業と民間事業を綺麗に線引きできるものではないものも含まれる。例えば西友跡地活用などは、公共施設だけでなく、人が集まるショップのような魅力ある民間施設との複合化が考えられるし、野村の市営住宅跡では単なる住宅だけではなく、環境やコミュニティなどと関連するような機能を付けるなど、公共と民間の協働の事業が想定される。
- ③示されている事業(案)を見ると、現在取り組んでいる継続事業が多いため、これだけで良いのかどうか。 新しい民間事業の掘り起こしについて、引き続き委員の方々に情報発信をお願いするとともに、委員の 方々自らも主体となるような事業立上げをご検討いただきたい。
- (6)伊勢村会長によるまとめ
- ①事業(案)についての意見は、平成25年1月末までに市事務局へ寄せることとする。
- ②本日いただいた意見等については、反映できるものは反映していただき、具体事業の実施に向けた取組みを進めていきたい。
- ③引き続き、各団体、組織での活性化事業の掘り起こしをお願いし、次回検討会において大方の事業がまとめられるようにしていきたい。

6. その他

(1) 次回日程について

平成25年2月25日(月)15時 市役所8階大会議室にて開催予定

7. 閉会

入江総合政策部理事による閉会の挨拶。